

令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（概要）

1 調査内容

調査基準日：特に指定がない場合、令和7年5月1日

調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む）

調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接依頼を発出）
回答はオンライン調査システムにより回収

主な調査項目：● コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況
● 地域学校協働本部の整備状況
● 地域学校協働活動推進員等の配置状況 等

調査対象校種：● 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
● 小学校
● 中学校
● 義務教育学校
● 高等学校
● 中等教育学校
● 特別支援学校

備考：● 令和7年度学校基本調査の結果（速報値）における公立学校を対象とし、本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。
● なお、学校基本調査と同様、以下の扱いとしている。
※ 本校と分校は分けて回答する。
※ 定時制・通信制の学科がある学校は全学科で1校として回答する。
※ 分教室は回答の対象としない。

2 本調査の対象学校数

本調査に対し、教育委員会から回答のあった公立の学校数を対象（母数）としている。

校種	対象学校数
幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	2,085 園
小学校	18,073 校
中学校	8,906 校
義務教育学校	254 校
高等学校	3,423 校
中等教育学校	35 校
特別支援学校	1,134 校
合計	33,910 校

用語について

◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）とは◇◆

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

◆◇地域学校協働活動とは◇◆

地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項に規定される地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指します。

◆◇地域学校協働活動推進員とは◇◆

地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を実施するに当たり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者のことです。

◆◇地域学校協働本部とは◇◆

地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートの下で様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室がなければならないわけではありません。

<地域学校協働本部の要素>

- ① コーディネート機能（地域学校協働活動推進員等の配置の有無に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること）
- ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること）

（参考）第四期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

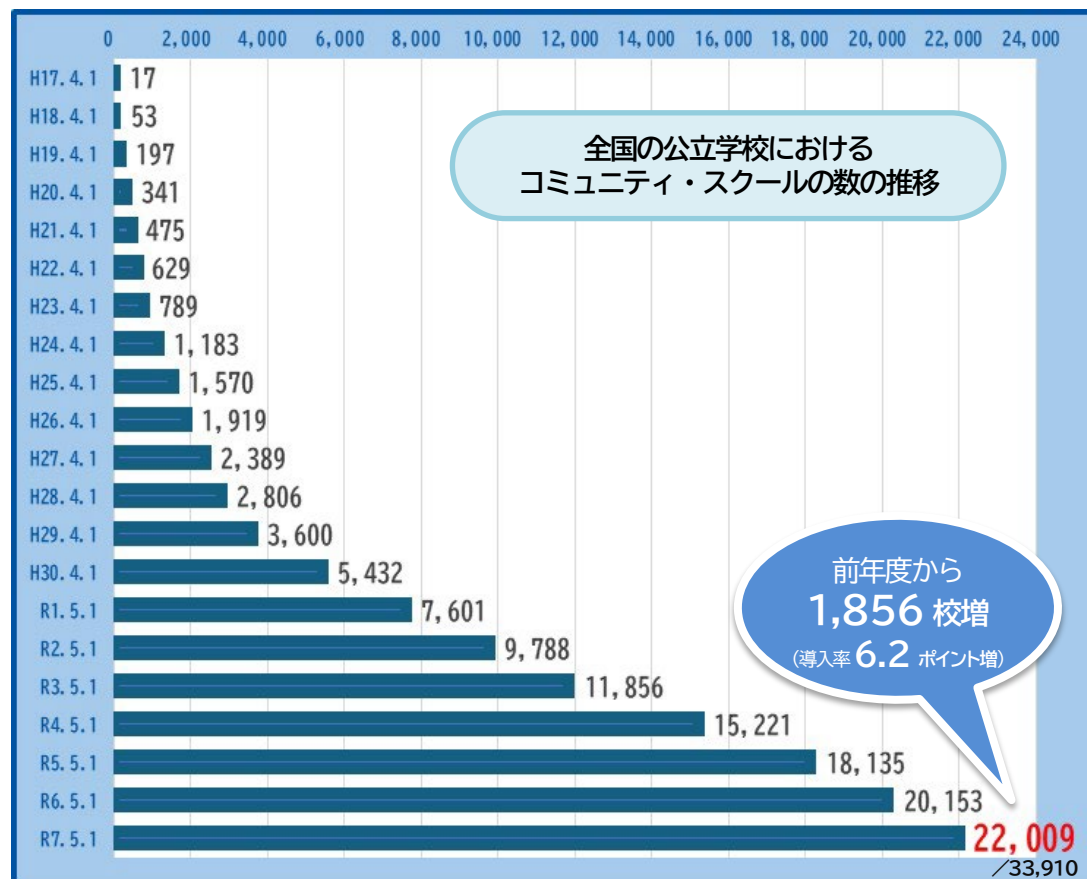
全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

3 調査結果

(1)コミュニティ・スクールの導入等の状況

① 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数

22,009 校（導入率 **64.9%**）（前年度から 1,856 校増（導入率 6.2 ポイント増））



（参考）全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数

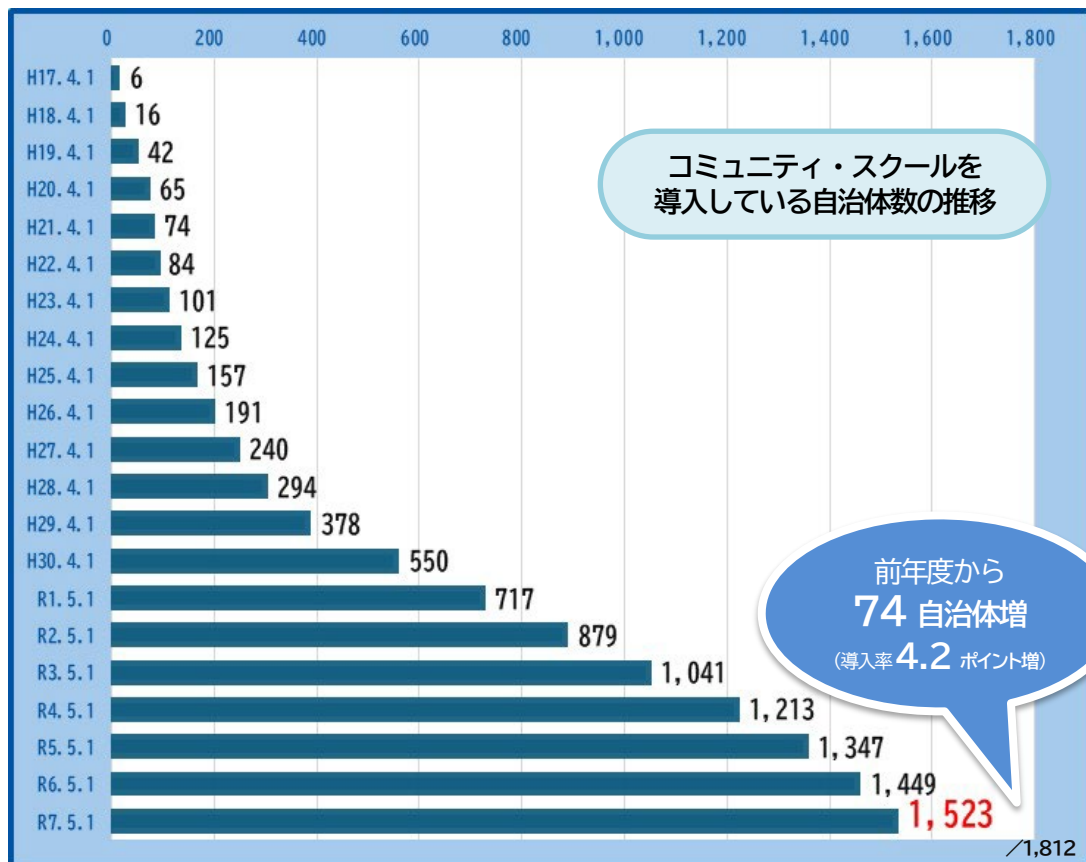
19,488 校（導入率 **71.6%**）（前年度から 1,546 校増（導入率 6.3 ポイント増））

（参考）全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数（校種別）

校種	学校数	導入校数	導入率	前年度との比較
全て（再掲）	33,910 校	22,009 校	64.9%	1,856 校増（6.2 ポイント増）
小中義務のみ	27,233 校	19,488 校	71.6%	1,546 校増（6.3 ポイント増）
幼稚園	2,085 園	388 園	18.6 %	35 園増（3.0 ポイント増）
小学校	18,073 校	12,979 校	71.8 %	978 校増（6.2 ポイント増）
中学校	8,906 校	6,303 校	70.8 %	542 校増（6.4 ポイント増）
義務教育学校	254 校	206 校	81.1%	26 校増（3.5 ポイント増）
高等学校	3,423 校	1,490 校	43.5%	209 校増（6.2 ポイント増）
中等教育学校	35 校	9 校	25.7%	1 校増（2.8 ポイント増）
特別支援学校	1,134 校	634 校	55.9%	65 校増（5.5 ポイント増）

② コミュニティ・スクールを導入している自治体数

1,523自治体 (84.1%) (42 都道府県、16 指定都市、1,446 市区町村、19 学校組合)



※ 自治体の母数は1,812 (47 都道府県、20 指定都市、1,717 市区町村、28 学校組合)。

(2)地域学校協働本部の整備状況

① 全国の公立学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数

22,693校 (66.9%) (前年度から758校増 (3.0ポイント増))

(参考) 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数

21,083校 (77.4%) (前年度から623校増 (2.9ポイント増))

(参考) 全国の公立学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数 (校種別)

校種	学校数	カバー校数	カバー率	前年度との比較
全て (再掲)	33,910校	22,693校	66.9%	758校増 (3.0ポイント増)
小中義務のみ	27,233校	21,083校	77.4%	623校増 (2.9ポイント増)
幼稚園	2,085園	568園	27.2%	11園増 (2.5ポイント増)
小学校	18,073校	14,235校	78.8%	442校増 (3.4ポイント増)
中学校	8,906校	6,633校	74.5%	152校増 (2.1ポイント増)
義務教育学校	254校	215校	84.6%	29校増 (4.4ポイント増)
高等学校	3,423校	759校	22.2%	107校増 (3.2ポイント増)
中等教育学校	35校	5校	14.3%	2校増 (5.7ポイント増)
特別支援学校	1,134校	278校	24.5%	15校増 (1.2ポイント増)

② 全国の地域学校協働本部数

14,044本部 (前年度から611本部増)

(3)地域学校協働活動推進員等の配置状況

① 全国の地域学校協働活動推進員等

35,246人 (前年度から633人増) 1,532自治体 (84.5%)

② ①のうち教育委員会が社会教育法に基づき、地域学校協働活動推進員として委嘱をしている者

15,505人 (前年度から275人増) 865自治体 (47.7%)

③ ①のうち学校運営協議会委員である者

15,174人 (前年度から1,591人増)

②のうち学校運営協議会委員である者

8,993人 (前年度から1,143人増)

(4)コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

全国の公立学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をともに整備している学校数
17,481校（51.6%）（前年度から1,855校増（6.1ポイント増））

（参考）全国の公立小学校、中学校、義務教育学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をともに整備している学校数

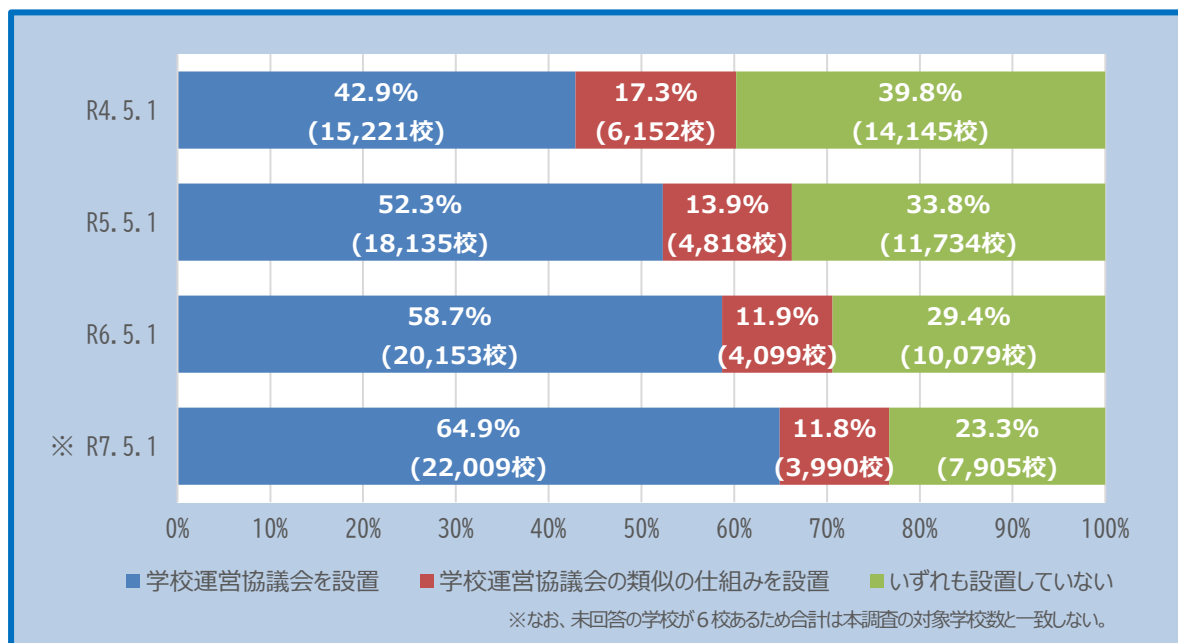
16,490校（60.6%）（前年度から1,673校増（6.7ポイント増））

（参考）全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の整備状況

状況	学校数	割合
両方を整備している学校	17,481校	51.6%
コミュニティ・スクールのみを整備している学校	4,528校	13.4%
地域学校協働本部のみを整備している学校	5,212校	15.4%
両方とも整備されていない学校	6,689校	19.7%
合計	33,910校	100.0%

(5)学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況

① 全国の公立学校において学校運営協議会の『類似の仕組み』を設けている学校数
3,990校（11.8%）（前年度から109校減（0.1ポイント減））



※ 本調査の『類似の仕組み』の定義：法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体（学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く）。